

# 尾三消防組合広報用動画制作業務委託仕様書

## 1 目的

尾三消防組合（以下「当組合」という。）は、庁舎見学や職業体験等で来庁した市民に当組合への理解を深めてもらうため、消防業務の内容を説明・紹介する動画を制作する。

なお、制作する動画は、当組合の概要、消防の各種分野の業務内容、消防署の一日の仕事の流れ等を紹介するとともに、当組合のリクルート活動及び広報活動にも使用することを目的として制作する。

## 2 事業名

尾三消防組合広報用動画制作業務委託

## 3 納入場所

愛知県東郷町大字諸輪字曙18番地 尾三消防本部

## 4 履行期間

契約締結の日から令和2年3月27日まで

## 5 業務仕様

### (1) 制作動画

ア 業務紹介動画 20分から30分程度

イ 短編動画 5分程度

ウ プロモーション動画 1分程度

### (2) 制作仕様

ア 画面比率16：9のフルHD動画とする。

イ 消防・救急・救助・通信指令・指揮・火災原因調査・火災予防・その他事務系の各業務をわかりやすく紹介するものであること。また、当直勤務体制の一日の業務の流れも紹介すること。

ウ 消防の魅力を伝えること。

エ 上記(1)アは、庁舎見学や職業体験で来庁した小中学生にも理解できるものであること。

オ 上記(1)イは、同(1)アの動画をもとに、主にリクルート活動において、消防業務の内容について正しく伝えられるよう制作すること。

カ 上記(1)ウは、同(1)アの動画をもとに、主にホームページ及び動画投稿サイトにおいて、短時間で当組合の魅力を十分に紹介できるよう制作すること。

キ 以上アからカを踏まえて、受注者の提案により制作する。

ク 受注者は、当組合と十分に協議及び打ち合わせを行い、動画を制作すること。

### (3) 映像の撮影場所

ア 尾三消防本部9拠点の敷地及び建物内

イ 上記以外の場所で実施する各種訓練会場内

#### (4) 映像の撮影方法

ア 撮影対象は受注者の提案による。

イ 訓練等を撮影する際には、ヘルメット及び安全帯等、撮影者の安全を確保する装備を身につけること。

ウ 建物内を撮影する際は、個人情報の保護に関する法律に基づき、保護対象の情報に関わる一切のものの撮影を禁止する。そのため、各拠点の事務室内を撮影する場合は、当組合の指示のもと行うこと。

エ 受注者の提案により、災害出動途上及び災害現場等における映像が必要な場合は、当組合が撮影し受注者に提供する。動画として編集する際には、その映像の公開に問題がないか等について、当組合の指示を受けること。

#### (5) 成果品

ア 上記5(1)ア DVD 1 2枚 (パソコン及びプレイヤーで再生できること)

イ 上記5(1)イ DVD 1枚 (パソコン及びプレイヤーで再生できること)

ウ 上記5(1)ウ DVD 1枚 (配信用形式: H.264)

### 6 責任者

(1) 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、相当の経験を有する責任者を配置するものとする。

(2) 責任者は、業務の全般にわたり、業務管理を行うものとする。

(3) 本業務の円滑な進捗を図るため、実施前及び実施中に当組合と十分協議を行うものとする。

### 7 提出書類

受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を当組合に提出するものとする。

(1) 業務計画書

(2) 責任者及び担当者一覧

(3) 工程計画書

(4) その他当組合が必要と認める書類

### 8 資料の貸与

当組合は、本業務を実施するうえで必要な資料を受注者に貸与するものとする。

受注者は、貸与資料の管理を責任もって行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

### 9 成果品の帰属

本業務における成果品はすべて当組合に帰属するものとし、受注者は当組合の許可なく使用または流用してはならない。

### 10 秘密の保持

受注者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし又は自己の利益の

ために利用する事はできない。

また、成果品（業務履行過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複写または譲渡してはならない。ただし、当組合の了承を得た場合はこの限りではない。

#### 11 業務の再委託

受注者は、本業務を全て第三者に委託しまたは請け負わせることができない。ただし、あらかじめ当組合の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

#### 12 瑕疵担保責任

納品後1年以内に、成果品に瑕疵等が見つかった場合は、当組合の要求に従い、速やかに無償で是正すること。

#### 13 費用負担

本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として全て受注者の負担とする。

#### 14 その他事項

- (1) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、当組合と協議のうえ、必要と認められる事項は実施すること。
- (2) 成果品について第三者と紛争が生じたときは、受注者の責任と費用負担において解決すること。
- (3) この仕様書に定める納品物以外にも、委託業務の範囲であると認められる場合は、当組合の要望に応じて資料を提供すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議し決定する。

以上